

兵庫県公報

令和2年7月7日 火曜日 第120号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の廃止の届出（同）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10

公 告

○寄附者の顕彰（秘書課）	11
○入札公告（広報戦略課）	11
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	13
○随意契約の相手方等の公示（同）	13
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	14
○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	15
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	15
○大規模小売店舗の変更に係る届出（都市計画課）	19
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	20
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	21

選挙管理委員会告示

○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	21
---	----

人事委員会公告

○兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施	22
-------------------------	----

市町村職員共済組合公告

○令和元年度決算の要旨	24
-------------	----

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

○令和2年度行政書士試験の実施	25
-----------------	----

正 誤

○平成21年1月16日付け兵庫県公報第2047号中	27
---------------------------	----

告 示

兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1

5 随意契約に係る契約金額

93,607,181円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約をした理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                          | 指 定 の 区 域               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------------|-------------------------|---------------------|
| 明泉寺(5) I<br>(101040161)      | 神戸市長田区明泉寺町2丁目（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 上池田(4) I<br>(101040162)      | 神戸市長田区上池田3丁目（別図2のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 明泉寺(1) I-2<br>(101040163)    | 神戸市長田区明泉寺町3丁目（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 花山(1) I-2<br>(101040164)     | 神戸市長田区花山町1丁目（別図4のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 長田天神町(10) I-2<br>(101040165) | 神戸市長田区長田天神町5丁目（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 高取山(4) I-2<br>(101040166)    | 神戸市長田区高取山町1丁目（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 池田谷町 I-2<br>(101040167)      | 神戸市長田区上池田4丁目（別図7のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 高取山(1) I-2<br>(101040168)    | 神戸市長田区高取山町2丁目（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年7月15日（水）から同月29日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び長田区役所総務課

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

## (3) 提出期限

令和2年7月29日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年9月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第265号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

長田天神町(5)Ⅰ（101040002）の項中別図2、源平(1)Ⅰ（101040006）の項中別図6、長田天神町(7)Ⅰ（101040043）の項中別図43、明泉寺(1)Ⅰ（101040045）の項中別図45、花山(1)Ⅰ（101040053）の項中別図53、長田天神町(10)Ⅰ（101040089）の項中別図89、宮丘(4)Ⅰ（101040104）の項中別図104、高取山(4)Ⅰ（101040105）の項中別図105、池田谷町Ⅰ（101040122）の項中別図122、上池田(2)Ⅰ（101040124）の項中別図124、大谷町(5)Ⅰ（101040133）の項中別図133、高取山(1)Ⅰ（101040135）の項中別図135を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年7月15日（水）から同月29日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び長田区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年7月29日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年9月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 長田天神町(4)Ⅰ<br>(101040001) | 神戸市長田区長田天神町7丁目(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 長田天神町(5)Ⅰ<br>(101040002) | 神戸市長田区長田天神町7丁目(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 長田天神町(6)Ⅰ<br>(101040003) | 神戸市長田区長田天神町7丁目(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 滝谷(1)Ⅰ<br>(101040004)    | 神戸市長田区滝谷町2丁目(別図4のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 滝谷(2)Ⅰ<br>(101040005)    | 神戸市長田区滝谷町3丁目(別図5のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 源平(1)Ⅰ<br>(101040006)    | 神戸市長田区源平町(別図6のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 鶯町(4)Ⅰ<br>(101040016)    | 神戸市長田区鶯町4丁目(別図7のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 桧川(4)Ⅰ<br>(101040021)    | 神戸市長田区桧川町3丁目(別図8のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 雲雀ヶ丘(1)Ⅰ<br>(101040023)  | 神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図9のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 雲雀ヶ丘(2)Ⅰ<br>(101040024)  | 神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 雲雀ヶ丘(3)Ⅰ<br>(101040025)  | 神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目(別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 雲雀ヶ丘(4)Ⅰ<br>(101040026)  | 神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 萩乃(2)Ⅰ<br>(101040034)    | 神戸市長田区萩乃町3丁目(別図13のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 萩乃(3)Ⅰ<br>(101040035)    | 神戸市長田区萩乃町3丁目(別図14のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 雲雀ヶ丘Ⅲ<br>(101040042)     | 神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 長田天神町(7)Ⅰ<br>(101040043) | 神戸市長田区長田天神町6丁目(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 明泉寺(1)Ⅰ<br>(101040045)   | 神戸市長田区明泉寺町3丁目(別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |

|                            |                              |         |          |
|----------------------------|------------------------------|---------|----------|
| 丸山(2) I<br>(101040048)     | 神戸市長田区丸山町1丁目<br>(別図18のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 堀切(1) I<br>(101040049)     | 神戸市長田区堀切町(別図19<br>のとおり)      | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 西丸山(2) I<br>(101040052)    | 神戸市長田区西丸山町3丁目<br>(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 花山(1) I<br>(101040053)     | 神戸市長田区花山町1丁目<br>(別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 花山(3) I<br>(101040055)     | 神戸市長田区花山町2丁目<br>(別図22のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 鹿松(2) I<br>(101040058)     | 神戸市長田区鹿松町2丁目<br>(別図23のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 鹿松(4) I<br>(101040060)     | 神戸市長田区鹿松町2丁目<br>(別図24のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 高東町(6) I<br>(101040066)    | 神戸市長田区高東町3丁目<br>(別図25のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 高東町(8) I<br>(101040068)    | 神戸市長田区高東町3丁目<br>(別図26のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 東丸山Ⅱ<br>(101040076)        | 神戸市長田区東丸山町(別図<br>27のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 長田天神町(1) I<br>(101040084)  | 神戸市長田区長田天神町3<br>丁目(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 長田天神町(10) I<br>(101040089) | 神戸市長田区長田天神町5<br>丁目(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 西山(1) I<br>(101040097)     | 神戸市長田区西山町4丁目<br>(別図30のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 西山(4) I<br>(101040100)     | 神戸市長田区西山町4丁目<br>(別図31のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 宮丘(1) I<br>(101040101)     | 神戸市長田区宮丘町1丁目<br>(別図32のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 宮丘(2) I<br>(101040102)     | 神戸市長田区宮丘町1丁目<br>(別図33のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 宮丘(3) I<br>(101040103)     | 神戸市長田区宮丘町1丁目<br>(別図34のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 宮丘(4) I<br>(101040104)     | 神戸市長田区宮丘町2丁目<br>(別図35のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 高取山(4) I<br>(101040105)    | 神戸市長田区高取山町1丁目<br>(別図36のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 高取山(5) I<br>(101040106)    | 神戸市長田区高取山町1丁目<br>(別図37のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |

|                         |                             |         |          |
|-------------------------|-----------------------------|---------|----------|
| 西山町Ⅱ<br>(101040112)     | 神戸市長田区西山町4丁目<br>(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 長者(3)Ⅱ<br>(101040113)   | 神戸市長田区長者町(別図39<br>のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 池田宮町(1)Ⅱ<br>(101040114) | 神戸市長田区池田宮町(別図<br>40のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 池田宮町(2)Ⅱ<br>(101040115) | 神戸市長田区池田宮町(別図<br>41のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 池田宮町(3)Ⅱ<br>(101040116) | 神戸市長田区池田宮町(別図<br>42のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 池田宮町(4)Ⅱ<br>(101040117) | 神戸市長田区池田宮町(別図<br>43のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 高取山(2)Ⅱ<br>(101040120)  | 神戸市長田区高取山町(別図<br>44のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 池田谷町Ⅰ<br>(101040122)    | 神戸市長田区上池田4丁目<br>(別図45のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 上池田(2)Ⅰ<br>(101040124)  | 神戸市長田区上池田4丁目<br>(別図46のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 池田経町Ⅰ<br>(101040128)    | 神戸市長田区池田経町(別図<br>47のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 大谷町(2)Ⅰ<br>(101040130)  | 神戸市長田区大谷町2丁目<br>(別図48のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 大谷町(4)Ⅰ<br>(101040132)  | 神戸市長田区大谷町3丁目<br>(別図49のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 大谷町(5)Ⅰ<br>(101040133)  | 神戸市長田区大谷町3丁目<br>(別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 高取山(1)Ⅰ<br>(101040135)  | 神戸市長田区高取山町2丁<br>目(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 高取山(6)Ⅰ<br>(101040138)  | 神戸市長田区高取山町(別図<br>52のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 高取山(7)Ⅰ<br>(101040139)  | 神戸市長田区高取山町2丁<br>目(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 長尾(1)Ⅰ<br>(101040141)   | 神戸市長田区長尾町2丁目<br>(別図54のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 上池田(2)Ⅰ<br>(101040146)  | 神戸市長田区上池田3丁目<br>(別図55のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 池田寺Ⅰ<br>(101040147)     | 神戸市長田区池田寺町(別図<br>56のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 池田上Ⅰ<br>(101040148)     | 神戸市長田区池田上町(別図<br>57のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |

|                        |                            |         |          |
|------------------------|----------------------------|---------|----------|
| 大谷Ⅰ<br>(101040149)     | 神戸市長田区大谷町3丁目<br>(別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 大谷町Ⅱ<br>(101040154)    | 神戸市長田区大谷町3丁目<br>(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 高取山(7)Ⅱ<br>(101040158) | 神戸市長田区高取山町(別図<br>60のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |

(別図1から別図60までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年7月15日(水)から同月29日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び長田区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年7月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年9月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター

所在地 丹波市氷上町石生字牛ノ木2011番2ほか5筆

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章男

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

